流山市インターンシップ及びキャリアセミナー実施要領

1　目的

将来の職業として流山市（以下「本市」という。）職員を目指している学生に、職業意識の向上及び本市の市政に対する理解を深めてもらうために、本市における就業体験及び実習並びにキャリアセミナーの機会を提供する。

2　実施内容

（１）定義

ア　インターンシップ（旧インターンシップ職場体験型）　本市における就業体験及び実習を行うものをいう。

イ　キャリアセミナー（旧インターンシップ１day 型）　主に市人事担当課による本市の概要、取組等の説明及び職場見学を行うものをいう。

ウ　インターンシップ等　インターンシップ及びキャリアセミナーの両方を指す。

（２）対象者

大学、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に在学中の者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア　就職に当たり、公務員を志望している者

イ　流山市政に関心のある者

（３）実施期間

ア　インターンシップ　８月１日から８月３１日までの期間のうち、連続した２週間以内とし、具体的な期間は配属される課（以下「インターンシップ先」という。）により異なる。

なお、インターンシップ期間内の土曜日、日曜日及び祝日は休日(インターンシップを行わない日をいう。以下同じ。)であるが、インターンシップ先の都合でインターンシップを行った場合、期間内の別の平日を休日とする。

イ　キャリアセミナー　市の指定する日

（４）実施時間

ア　インターンシップ　原則として、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。なお、正午から午後１時までの６０分間は休

憩時間とする。

ただし、インターンシップ先により、実施時間・休憩時間が前後する場合がある。

イ　キャリアセミナー　市の指定する時間

3　インターンシップ等の流れ

（1）募集人数

ア　インターンシップ　１０名程度

イ　キャリアセミナー　５０名程度

ただし、申込者が受入れ可能人数（募集人数に対して本市が実際に受入れできる人数のことをいう。）を上回った場合は、選考により決定する。

（2）申込期間

原則5月1日から5月３１日までとする。

ただし、社会情勢等に鑑み、申込期間を変更する必要が生じた場合は、この限りでない。

（3）申込方法

インターンシップ等を希望する学生は、電子申請により応募すること。なお、インターンシップ及びキャリアセミナーを同時に申し込むことができる。

（4）受入れの決定

市人事担当課は提出された書類をもとに受入れの可否について決定し、本人にその旨を通知する。

（5）インターンシップの実施

インターンシップの参加者は、受入れが決定したインターンシップ内容に沿って、インターンシップを行う。

なお、受入れが決定したインターンシップ内容（インターンシップ期間やインターンシップ先等）の変更をすることはできない。

（6）インターンシップ体験報告書の提出

インターンシップの参加者は、インターンシップ終了後1か月以内に別紙「流山市インターンシップ体験報告書」を、市人事担当課に郵送又は持参により提出する。

4　その他事項

（1）賃金等含む経費

賃金、各種手当等の支給は行わず、インターンシップ等に要した費用（インターンシップ等の参加者の居住地からインターンシップ等の実施場所への移動に要した交通費等を含む。）はインターンシップ等の参加者の自己負担とする。

（２）服務

インターンシップ等の参加者は、以下の事項を厳守すること。

ア　市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

イ　インターンシップ等期間中に知り得た個人情報、業務情報を何人にも漏らしてはならない。これはインターンシップ終了後も同様とする。

ウ　その他インターンシップ等に関することについて市人事担当課及びインターンシップ先の職員から指示等があった場合、それに従うこと。

（３）賠償責任

インターンシップの参加者が自己の責任によってインターンシップ期間中に起こした対人・対物の損害については、インターンシップの参加者において加入する保険によって弁済する。

（４）傷害・災害補償

インターンシップの参加者がインターンシップ中に被った事故・災害（インターンシップの参加者の居住地からインターンシップの実施場所等への移動を含む。）については、インターンシップの参加者の責任において解決するとともにインターンシップの参加者の加入する保険によって補償する。

（５）実習の中止

市は、インターンシップの参加者が本要領に反する行為を行ったときは、インターンシップの参加者のインターンシップを中止することができる。この場合、市は本人の属する大学等にその旨通知するものとする。

（６）インターンシップの辞退

インターンシップの受入れが可と決定された者は、インターンシップの内容にかかわらず、インターンシップを辞退することはできない。

ただし、やむを得ない理由によりインターンシップを行うことが困難となった場合、「流山市インターンシップ辞退届」（別紙様式）を市人事担当課へ郵送又は持参により提出すること。